

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1355-2	5039	エー31	山林	0.06	スギ ヒノキ	73				
	以下余白											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		集5-39	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)				いなべ市長 日沖 靖		(所在地)				いなべ市北勢町阿下喜31番地			
			経営管理権を設定する森林の森林所 有者 (甲)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考				
番号	所 在		地番	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)			
1	いなべ市藤原町古田		449 450	5039	エー52	田	0.02	スギ ヒノキ	47	令和5年11月1日	5 年 令和10年10月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いな べ市森林整備計画に基 づき、存続期間中に、間 伐を1回以上実施する。 ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経 営管理実施権者が提示し た企画提案書に基づい て、森林整備を行うもの とする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等から目視 によって判断できる限り で気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合 は、経営管理実施権者が 確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態をよく把握検討 した上で、水源涵養・山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮しなが ら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付 された利益の見積額を甲 に支払うものとする。な お、木材の販売収益から 利用間伐及び販売の経費 (経費の見積額) を控除 した額が経営管理実施権 配分計画に添付された甲 に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いを行わな い。 ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。			
	以下余白																	

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村（乙）	住 氏	所 名	いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市長 日沖 靖
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 氏	所 名	

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。